

池口権四郎の報告書『久米島事情』

上江洲均

数年前のこと、沖縄史料編集所の資料の中から「久米島事情・検事正用」という表題のついた写真複製本を見つけ、特別のはからいを得て、全ページ複写することができた。複写は二部作り、一部は手元におき、あとの一冊は久米島の仲原善秀氏へ差上げた。

そのことをすっかり忘れていたところ、先日発刊したばかりの『仲里

村誌』を見ると、その六四頁に糸の生産高のところで、「池口権四郎の『久米島事情』という報告書によると」として銘記し紹介しておられる。この報告書の中の一文を私も拙稿に引用したことがあるが、その時はスペースの都合で、引用文献名を削除するはめになつた。それは「ウタキ」の説明で、「城跡及び山獄ハ神ノマシマス所ナリト云フモ、家屋神体等ナシ。只香炉一、二個置キアルノミナリ」の一文である。これは『忘れられた日本』で、岡本太郎が「何もないこと」の眩暈^{めまい}と書いている御獄の描写によく似ている。「御獄——つまり神の降る聖所である。この神聖な地域は、礼拝所も建つていなければ、神体も偶像も何もない。森の中のちよつとした、何でもない空地。そこにうつかりすると見過してしまう粗末な小さい四角の切石が置いてあるだけ。その何もないことの素晴らしさに私は驚嘆した。これは私にとって大きな発見であり、問題であった。(以下略)』

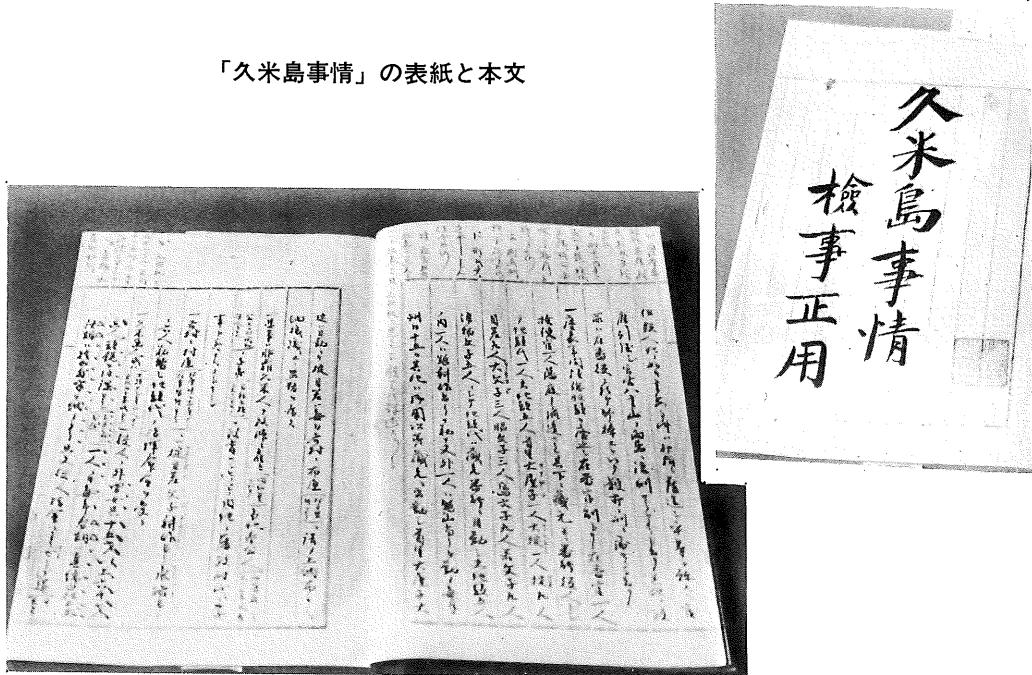
『久米島事情』の筆者は、すでに明治末期に、岡本と同じ目で物を見ていたことがわかる。しかも冷静沈着で、興奮状態から脱している点は、『忘却された日本』よりはすばらしいと考える。岡本の前掲文は有名になつたが、実は知られない所で、しかも何十年も前に適確にそれをとらえた人がいたわけである。

しかし、この報告書を紹介しようと思つたのは、「ウタキ」がどうのということからではない。すでに文献として引用しているという既成事実もさることながら、明治末期の久米島の生活習慣、教育、文化やその時点で調べた旧慣制度などが、わりあいよく調査されており、その面の研究者には参考になる点も多かろうと思うからである。

これまで原本がどこにあるのか知らず、史料編集所の写真複製本が一九六四年に作られたという以外に詳しいことはわからなかつた。久米島の仲原氏へ電話しておたずねしたところ、「記名がないからはつきりはないが、末尾に書かれている購入年月日は兄(善忠氏)の字に間違いない」とのご返事を得た。そこで気がついて、沖縄図書館協会編の『沖縄県郷土資料総合目録』をめくると、一六九〇番にちゃんと出ている。琉球大附属図書館の仲原善忠文庫に収まっていることがわかつた。

そこで琉球大附属図書館に新城安善氏をお訪ねし、原本を拝見する機会

「久米島事情」の表紙と本文



を得たのである。原本は墨痕もあざやかで、上段には質問事項が朱書きされ、その文中の疑問箇所には傍点がつけられ、複製本からは想像もつかないほど立派なものである。表紙や文中には、「大井」「池口」など関係者の捺印のほか、「久米島警察署長」の公印もあるところから、原本であることは疑う余地もないと思う。

この報告書は、表紙とともに三十八枚の罫紙に書かれており、表紙は青色罫紙で「那覇地方区裁判所」と印刷された用紙で、中央に「久米島事情」、その左に「検事正用」と記されている。右上には丸形の「大井」の印が捺されている。本文はすべて赤色罫紙で、「沖縄県」の印刷がある。

明治四十三年と翌四四年の二度にわたって報告されたもので、那覇警察署久米島分署長池口権四郎によるもので、宛先は検事正大井七郎となつていて。これは明治四十三年に提出した報告書に対し、上司が疑問点をあげてもどし、それについてさらに調査して翌年再報告したものであらうと考える。

片仮名混り文で、字体は毛筆による癖のあるくずし書きである。時たま出しては見ているが、いまだに読めない箇所がある。加えて内容的にも正確さを欠く箇所がないとは言えないが、可能なかぎり原文のまま出することにし、大方の判断、研究を待ちたいと思う。

○文章の上段につけた「いろはには」は、もともと疑問箇所(傍点)のすぐ上に記したものであるが、印刷上無理な点があつたので、各項目の末尾に①②③で入れることにした。これは翌年の報告箇所と一致させるため同数字を付し、関係づけておいた。

○仲原善秀氏、琉大附属図書館の新城安善氏、史料編集所の高良倉吉氏にはいろいろご教示をたまわった。

調査事項報告書

又外一人ハ惣山当リヲ勤メ、毎月朔日十五日其他ハ御用次第藏元に出勤シ、首里大屋子、大捷ハ日勤ニシテ、捷・目差ハ毎日各村ノ布屋ニ

(1)久米島戸数一九七三 人口一〇、二八四 内男五二六〇人 女五〇二

四人

外国出稼ハワヒ男一 女ナシ ブラジオ男四 女一 ペリュウ男七

女ナシ

(2)久米島ニ於ケル旧藩時代ヨリ現今ニ至ル統治ニ関スル略沿革。

一、久米島ニ於テハ仲里・具志川ノ両間切（式拾ヶ村）アリテ、仲里間切真謝村ニ藏元アリ、具志川間切兼城村ニ番所アリ。大凡三百五十年以前ハ藩序に總地頭ト云フ職ヲ置キ、而シテ首里藩庭ヨリ両間切ニ各壳名ノ在番役人ヲ派遣シ、地頭名代トシテ久米島ニ於ケル司法其他行政事務ヲ整理監督セリト云フ。

但、殺人犯の如キ重要事件ハ、那霸ニ護送シ、平等ト称スル官庁ヘ引渡シ、宮古・八重山ノ両島ヘ流刑セラレタリト云フ。其他ノ輕罪ハ在番役ニ於テ竹棒等ヲ以テ鞭打ノ刑ニ処セリト云フ。

い、司法警察ノ権限、管□、□員、採用の方法等如何。

ろ、刑事、民事ノ□□手続、権限、管□、拷問、□状ノコト執行手続等如何。

は、刑名、刑期、金額等如何。

に、刑、民事ニ通用スル法令如何。

一、慶長年間頃總地頭ヲ廢止シ、在番官制トナリ、在番官一人檢使官一人藩庭ヨリ派遣セラレ、其下ニ藏元並ニ番所役人トシテ地頭代一人、夫地頭五人、首里大屋子一人、大捷一人、捷九人、目差九人、大子三人、脇文子三人、島文子九人、若文子九人、染物文子五人ニシテ、地頭代ハ藏元番所ニ日勤シ、夫地頭五人ノ内一人ハ惣耕作當リヲ勤メ、

①ほ、在番、檢官が旅妻ヲ選定スルコト、旅妻家族二人頭税ヲ免スル習慣アラバ、詳述ス可シ。

一、学事ハ那霸久米人ヲ教師ニ雇ヒ（間切費ヲ以テ）、当地奉公人（旧藩庭ニ三年又ハ五年間奉公スレバ間切役人トナル）ノ子弟（自称士族ト云フベキモノ）ヲ教育セシモノニテ、内地ノ藩政時代ノ学事ト異ナルコトナシ。

一、各村ノ村屋（村屋中ニ布屋アリ。村事務所ナリ）ニハ、捷・目差・文子・耕作当リ・水路当リノ六人勤務シ、地頭代ノ指揮命令ヲ受ク。

一、久米島人民ハ（士族ナシ奉公人アリ平民即チ農民アリ）役人ノ外男女共、十五才以上、六十六才迄、人頭税ヲ附課セラレ（不具者ハ無税）、一人ニ付、毎年春期ハ、真綿式拾五匁、秋期ハ拾式匁半ヲ納メタリ。且又役人指命ニヨリ「ビーグ」筵（疊ノ表ナリ）ヲ一ヶ年三枚ヲ納付セシ者モアリト云フ。而シテ婦女子ハ「定夫」トシテ、納付シタル真綿ヲ紡ギ、

且又「織婦」ハ上達ノ者ヲ撰ミ、布屋ニ於テ村役人ノ指揮ヲ受ケ、機織ニ従事ス。上等ノ紬一反ハ「上納米」一石ニ代用シ、納付セリト云フ。以下順序乙丙アリシト云フ。且又機械ノ出来ザル者「手伝人」トシテ布屋ニ出場ス。男子は臨時夫役ニ使役セラレタリト云フ。

②い、人頭税ハ上人、中人、下人ノ區別ナク平均一人ニ付キテノ規定ナリシヤ。

③いA、真綿ノ出産地如何。

④ろ、定夫、織機婦、手伝人ハ官命ニ拵リ無償ニテ勤メシヤ。

⑤は、「上納米」トハ如何ナル制度ナリシヤ。

(⑥)に、人頭税ハ何時廢止セラレタリヤ。

一、明治十二年廢藩置県後番所ヲ廢止、具志川番所跡ニ警察分署ヲ置カレ、分署長ハ警察事務ノ外行政事務ヲ兼任整理監督セリ。

一、十四年全分署ハ仲里番所跡ニ移転ス。

一、十五年仲里・具志川両番所内ニ尋常小学校設置。一、十八年頃久米島警察署トナリ、役所長兼任務定員巡查四名、仲里・具志川両駐在所設置。

一、廿五年仲里間切儀間村ニ久米島高等尋常小学校設置。

一、三十年久米島役所廢止。仲里・具志川両間切長制ニ改革。警察署廃止シ、役所跡ニ駐在所ヲ置カレ、巡查部長一名巡查一名勤務。巡查部長警部代理ヲ為ス。

一、三十年仲里間切比屋定村二分教場設置。但尋常校。

一、三十二年五月久米島警察分署設置。分署長警部一名、巡查部長一名、巡查四名。但仲里、具志川両間切へ駐在所設置。

右ハ犯罪□□事務繁雜ノ為メナリト云フ。

一、四十年三月村別執行ニ付間切役場ハ村役場ト改称、間切長ハ村長トナリタリ。

一、四十二年仲里村字比屋定分教場ハ比屋定尋常小学校トナル。

(3)久米島ニ於ケル特殊ノ犯罪及ビ之レヲ減滅スル方法。

本島ニ於テハ旧藩時代ヨリ別ニ特殊ノ犯罪ナキガ如シ。多クハ窃盜ナリ。若クハ飲酒後喧嘩ニ起因スル殴打傷害等ナリ。

一、旧藩時代窃盜及ビ殴打罪ノ如キハ在番役ニ於テ処分行刑シタル。方法ハ番所ニ於テ「足車」ト称シ、木製ノ木鎖ニテ両足ヲ挾ミ、拘置セ

リト云フ。

(4)久米島ニ於ケル年中行事ノ略述。例ヘバ何月何日ハ何々ノ祭リナルヲ以テ、男女共休業飲食スル等の慣習。

一、旧四月日一定セズ『ムンタガイ』ト云フ祭日アリテ、稻の害虫ヲ全滅スルヲ祈願セリ（男女共）一日間休業ス。男子は酒の肴携帶。原野ニ集合、飲酒スルノ習慣アリ。『アブシ拂』ナリ。

一、旧五月ニ『稻穂祭り』アリテ二日間ハ家中ニ於テハ男女共家業ヲ休ミ、家外ニ於テ仕事為スハ差支ナシト云フ。

一、旧六月『ヲユミ』即チ節句ナリ。同月廿五日赤飯ヲ仏前ニ供ヘ、后家族一同之レヲ食用スルト云フ。

一、旧八月十日、十五日ノ二回ヲユミ前項全様節句祭リヲ為ス。

右祭日ハ善日撰ミ村役場ヨリ各字ヘ通知スル慣習アリ。

一、稻穂祭リノトキハ「神人」ト称スル神職ノ如キ婦人ガ（ノロコモヒ）、各城跡並各山嶽ヘ至リ、大口部神火ノ神五穀ノ神拝シ、豊作ヲ祈願スルノ習慣ナリ。

但城跡及び山嶽ハ神ノマシマス所ナリト云フモ、家屋・神体等ナシ。只香炉一、二個置キアルノミナリ。

(7)い、神ノ宿ルト云フ例の榕ハアルカ。

一、畔佛ハ「虫拂ヒ」ト称シテ、甘藷及稻の害虫ヲ除去スルノ目的ナリ。其時甘藷・虫・稻・ノ・虫・鼠・ノ・各・一・匹・ヅ・ツ・捕・獲・シ・テ・之・レ・ヲ・海・中・ニ・流・シ・、男・女・共・海・浜・ニ・於・テ・休・業・、遊・ビ・ヲ・為・ス・ノ・習・慣・ナ・リ・。其・當・日・屋・内・ニ・於・テ・家・業・ニ・從・事・ス・ル・ト・キ・ハ・飯・匙・蛇・が・家・屋・内・ニ・入・り・來・リ・、害・ヲ・為・ス・ト・ノ・迷・信・アル・ニ・ヨ・リ・海・浜・ニ・於・テ・遊・ビ・ヲ・為・ス・モ・ノ・ノ・如・シ・。

(8)ろ、迷信ハ他ニモ沢山アリヤ。

(5) 婚姻ノ成立スル手続並ニ其儀式ト婚姻前後ノ習慣。

婚姻ノ成立手続ハ數年前ニ云ヒ名付ケ為シ、結婚スルアリ。又其當時両親が撰定シ、先方ノ両親ニ相談ヲ遂ゲ結婚スルアリ。又甚ダ敷ハ私通後何某ノ娘誰レヲ妻ニ娶リ度旨ヲ両親ニ相談、両親ノ許容後仲立人ヲ頼ミ、先方ノ両親ニ相談ヲ遂ゲ、契約纏リタル。当日赤飯ノ握り飯ト酒肴ヲ携ヘ、妻方ノ家ニ結婚ノ契約式ヲ為ス。而シテ夫方ノ父兄ニ於テ吉日ヲ撰定シ結婚式ヲ挙行スルノ慣習ナリ。尙ホ又甚ダ敷ハ私通懷妊後右ノ如ク更ニ契約ヲ為スモノモ多數アリ。

⑨い、婚姻スル男女ノ年令如何。

⑩い A、結納トシテ互ニ物ヲ送ルコトハナキヤ。

⑪ろ、結婚ノ吉日ハ如何ナル日ナリヤ。

一、結婚ノ当日ハ夫ノ方ヨリ、仲立人ヲシテ親類知己ノ内ヨリ夫婦者二
者ト、外ニ大嫁ト称スル婦人一名並老婦人^{おとめ}一名ノ四名ヲ頼ミ、酒ノミ

ヲ持参セシメ嫁ノ家ニ至ラシム。又「兄弟揃ヒ」ト云フ夫婦者ニ夫婦ヲモ頼ミ遣スト云フ。又嫁ノ方ヨリモ夫婦者一組ヲ付ス。此媒介人揃ヒタル上娘ノ家ニ於テ開宴、盃ヲ交換シテ式ヲ行フ。此式終ルヤ媒介人・諸役者共ハ其嫁ヲ引連レ婿ノ家ニ同行ス。此時嫁ノ方ヨリ酒ノミ持參ス。夫ノ家ニ於テハ酒肴ヲ饗應シ、来客ヲ待遇シ、愈々後座ニ於テ夫婦盃ヲ交換セシメ結婚ノ式ヲ終了スト云フ。

⑫は、結婚当日ニハ婿ハ嫁ノ家ニ往カサルヤ。

は A、酒何程カ。

に、此家ニハ嫁及ビ其父兄ハ列セザルヤ。

ほ、肴ハ嫁家ニテ出スカ。

へ、酒何程カ。

一、結婚式ハ夜間ニシテ、祝会ハ徹夜ナルが如シ。而シテ其翌日ハ「婿

入り」ト称シ、婿タル者數名交友男子ヲ引連レ、酒肴携帶嫁ノ家ニ至

リ、妻ノ両親ニ携帶セル酒肴ヲ出シ盃ノ交換為ス。此式終ルヤ妻タル

家ノ竈戸ノ火ヲ「神拝」ト称シ、婿ヲシテ拝マシムルノ習慣アリ。右

ニテ婚姻前後ノ式ヲ終了ス。

⑬と、□□三々九度ノ式及ビ床入ノ方法ヲ詳述スベシ。

⑭ち、宴会ノ酒食ノ種類如何。

⑮り、嫁ハ婚姻ノ夜ヨリ婿ノ家ニ全棲スルヤ。

(6) 出産前後ニ於ケル產婦及ビ生児ニ対スル取扱ヒノ慣習及ビ其儀式。

一、花嫁妊娠スルモ別ニ異様ノ習慣ナキガ如シ。然レドモ產婆ニ掛ル如キコトナク、又腹帶ノ如キモ用キルコトナシ。

一、土地ノ良習慣トモ云フベキハ妊娠ヲシテ成ルベク諸事ニ心能セシムズ。或ハ友人父兄等が諸事ノ観物等ヲナサシメ妊娠ヲ慰ムルノ良習慣アリ。

一、産氣ヲ催スヤ旧慣産婆ヲ呼び、出産ノ手当ヲ為シ、出産スルヤ生児ヲ取り揚ゲ、湯浴ヲ為サシメ、普通ノ取扱ヲ為ス。産婦ニ直チニ粥ヲ与ヘ、春夏秋冬ノ別ナク、六日間炊火ヲ以テ暖ムルノ習慣ナリ。産婦ガ「イヤ」下タルヲ待チテ之レヲ荒神ニ當ル方位ニ之レヲ埋メ、其上ニ茅草ヲ植ヘ付ケ桑木ニテ作りタル弓矢ヲ以テ其当日生年ノ好キ者が生児ヲ抱キ(俗ニ云フミージョケ)ノ的(米フルヒ)ヲ立て之レヲ三回射ルハ習慣アリ。

※(末文の事項の下に付箋があり、「生年ノ好キ者ハ誤記、別紙ニ訂正ス」とある)

⑯い、生児ニハ何ヲ与フルヤ。

⑰ろ、出産日ヲ入レテ七日ナラズヤ。

⑱は、弓矢ニスル桑ハ東方ニ向キタル枝ヲ切ルヤ。

(19) に、生年ノ好キ者トハ如何。又之ハ女ガスルヤ。

(20) ほ、「ミージョーケ」ハ何レノ方位ニ向クヤ。

一、本式ヲ行フ前、浜ヨリ「足長幕」ト云フ幕ヲ取り来り生児ノ頭部左右三回ナデ廻ワシ、餅飯ヲ焚キ釜神ヘ供ヘ置キ、三回弓矢ヲ以テ其的ヲ（米フルヒ）産婆自カラ射リタル後チ、其飯ハ産婆ニ於テ食用ス。其飯ハ決シテ他人ヘ与フルヲ禁ズト云フ。而シテ産婦並ニ生児異状ナキニ於テハ、出産当日ヨリ一週間ハ親類知己集会シ（必ズ酒ヲ持参ス）、六日間ハ産婦看護ノ名義ニテ殆ンド徹夜飲酒歌舞ヲ為ス。七日ニ至リ「満産」祝ヒトシテ、親類知己ヲ招キ酒肴ヲ饗応ス。此日命名名スルモノ多數アリ、其名ハ、生児母方ノ実家ニ連レ行キ、祖父母ノ名ヲ取り命名シテ帰家スルヲ例トス。之レヲ「名貴」ヒト云フ。

(22) と、生児が男ナレバ夫家ノ祖父ノ名、又女ナレバ婦家ノ祖母ノ名ヲ貰フニ非ズヤ

(7) 養子並ニ離縁ニ閑スル習慣

男子ナキ場合ハ成ルベク近親ノ幼児ヲ養子ト為シ入家セシムル者多數アリ。養子後養家ニ男子出生セシトキハ、応分ノ財産ヲ分与シテ分家セシムルノ習慣ナリ。離縁ニ付テハ別ニ異例ナキガ如シ。但、妻ガ子ナキ場合離縁スル者モアリ。

(8) 妻ガ夫ニ死別シタル後ノ慣習及離縁の慣習。

夫ニ死別シタル妻ハ、四十九日間簪ヲ差サズ。喪ヲ弔スルヲ例トス。年

令若キ妻ナルトキハ離別若クバ出家シテ再ビ他ニ嫁スルモアリ。又ハ双方ノ父兄相談ノ上他ニ嫁セシムルモアリ。当地ニ於テハ一家円満ナラズ、為ニ離婚結婚頗ル多フク、畢竟夫ガ他ニ情婦等アル場合、妻ガ夫ニ対シ其不儀ヲ戒ムルガ如キコトアラバ、直チニ離縁スルノ慣習アリ。

(23) い、夫ガ婦ニ死別セシ時モ然カスルヤ。

(9) 家族ニ死者アリタルトキノ儀式習慣。

家族ニ死者アル場合ハ、親族男女集合死体ニ取り付キ悲涙悲嘆甚ダ敷、且死者アリタル旨字区長ヘ通知ス。字区長ハ字民中ニ通知シ、各戸ヨリ男子一名宛ヲ出シ、葬儀ノ準備ヲ為サシム。而シテ中等以上人民死者ハ湯浴ビヲ為サシメ、白衣（木綿）式枚重子ヲ着セシム。而シテ棺ニ納メ祭壇ヲ設ケ親族親類ノ者共焼香礼拝ス。終テ葬儀（仏式）ノ際ハ親族ノ男子ハ白衣ヲ着シ、女子ハ衣服ヲ頭ニ冠リ葬送途中悲声ヲ発シ、悲涙甚ダ敷墓所ニ至ル。其他ハ那覇地方ト異ナル点ナシ。

(24) い、此習慣ハ昔カラアルヤ。

一、棺ヲ共同合籠ニ入レ葬送。墓前ニ於テ棺ヲ出シ、其棺ヲ墓内ノ前面中央ニ安置葬儀ヲ終ル。

一、当久米島ハ古來ヨリ宗教寺院ナキニヨリ、読経スルモノ更ニナシ。只夕葬送スルノミ。又夕祭日モ全様ナリ。

一、四十九日間謹慎他出セズ。然レドモ農事多忙ノ節ハ出家農事ニ從事スルヲ意トセザルノ風アリ。

一、十才以下ノ小児死亡ノトキハ、普通ノ葬儀ヲ為サズ。单ニ父母兄弟近隣ノ者々等ガ懷口ニ入レタル併墓所ニ持チ行キ、墓前ニ於テ箱ニ入レ、墓外ノ傍ラニ土葬ス。而シテ其後死者ニ対スル祭リヲ為サズ、之レヲ「不幸者」ト云フ。迷信之レガ祭リヲ為スニ於テハ後日産ル、モ育タザルモノト云フ。

(25) ろ、不幸者ノ習慣ハ他地方ニモアリヤ。

(10) 祖先ヲ祭ル手続ニ閑スル習慣。

祖先ヲ祭ルハ一年忌、三年忌、七年忌、十三年忌、二十五年忌、三十年忌ノ六回ナリ。其祭典ノ方法ハ親族知己ヨリ餅菓子類泡盛一、二合ヅツ持参シ、祭主ノ家へ集リ仏式ニ供ヘ、又墓参シテ礼拝スルノミ。

一、祭主ハ四十九日間毎日香花水ヲ携ヘ墓參ヲ為ス。但墓前小屋掛ケヲ為シ死者ヲ看守スルガ如キコトナシ。

㉖い、但書ハ他ノ地方ノ習慣ナリヤ。

一、死者ノ洗骨ハ一年後ニ於テ為ヲ例トス。

㉗ろ、洗骨ハ何人ガ何処ニテ何様ニシテナスヤ。

(11) 土人ノ家屋構造ヲ上中下ニ区別シ、其図面ヲ取り間取リヲ説明シ、且日常飲食物及ビ夜服寢具及ビ家族ノ住居スル有様、但日常飲食物及衣服ノ代価ヲ示スベシ。

一、土人ノ家屋構造方ハ四角ヲ東西南北ニ面シ、構造スルノ習慣アリ。右ハ暴風ヲ防グ方法ヲ構セシモノノ如シ。而シテ藩政時代瓦屋ヲ禁ジ、及ビ六畳以上ハ座敷ヲ構造スル能ハズ。廢藩置縣後瓦屋及ビ八畳、拾四畳位ノ座敷ヲ建築スル者アルニ至レリ。略図別紙ノ通り

㉘い、此禁制ハ他地方ニモアリシヤ。

(12) 墓ノ構造以図面ヲ表ス及納骨等ノ慣習。

一、カブイ墓、一、亀ノ甲、ハーフ墓、一、チンマーサ墓、一、フイン

、チ墓

墓ハ右四種ニシテ間ニハ親類共同墓アリ、即チ別紙略図ノ如シ。

(13) 土人ノ家ヘ備付ケタル仏壇ノ構造及其取扱方。

仏壇ハ上中ノ家屋ノ構造シタル家ニハ必ズ式番座敷ニアリテ、壱間ノ中央ニ棚ヲ設ケ、即チ横、壱間、豎及、奥行参尺ナリ。其奥ニ二段ノ階段ヲ設ケ其上段ノ中央ニ位牌ヲ安置シ、下段ニ花香炉水茶等ヲ供ヘアリ

テ、戸主又ハ其父母ニ於テ日常礼拝スルノ習慣アリ。下等家ハ堀立小屋ニシテ表座敷中ニ仏壇アリ、或ハ戸棚中ニ祭ルモアリ。又表座敷中ニ竹製ノ棚ヲ設ケ其上ニ位牌ヲ安置スルノ習慣アリ。

㉙い、位牌ヲ図示スベシ。

㉚ろ、□□戒名ナルモノアリヤ。アラバ誰ガ命名シ、且誰ガ位牌ニ書クヤ。

但絶家シタル家屋中ニ元ノ如ク位牌ヲ安置シ、親族ヨリ盆祭等ヲ為スノ習慣アリ。甚ダ敷ニ至テハ絶家シタル家屋ナキトキハ、其屋敷中ニ畠一枚敷又ハ参尺四角ノ鳥小屋ノ如キモノヲ建テ、其中ニ位牌ノミ安置シアルノ習慣ナリ。親族ナキトキハ字民中ヨリ盆祭等ヲ為スト云フ。

㉛は、此習慣ハ他地方ニモアリヤ。

(14) 久米島ニ於ケル重要產物一ヶ年平均収穫高及其価格並ニ重要ノ生産地。

一、黒砂糖三ヶ年平均九千挺 此価格六万参千円

一、米 全 四二六五石三五升 全上 一万九千円

一、紬 全 六千反

全上 弐万七千円

一、鰐鳥賊二十万斤

但產地ハ仲里村字真謝冲合、右ハ糸満人、渡名喜人、粟国人等ニ於テ捕獲ス。久米島人ハ僅カニ二十分ノ一位漁業ニ從事ス。

価格ハ合計金拾参万九千円

(15) 医師ノ数及其技量例ヘバ解剖ヲ為シ得ルヤ。

両村雇医各壱名アリテ解剖ヲ為シ得ルノ技量アリ。

(16) 久米島ニ於ケル俗謡ヲ何節何節ニ区別シ、其文句ヲ地方ノ言ニテ示シ其傍ラニ普通語ヲ以テ注釈スルコト。

一阿嘉節

阿嘉ノ髭水^{ひざみず}ヤ。上^アンカイド吹^ふチユル。マカト^{カト}小^サガ肝^{カハ}ヤ。ノボイクダイ。

阿嘉ノ髭水トハ有名ナル瀧ニシテ、此瀧ハ北風ノ時ハ恰モ水ヲ口中ヨリ天ニ向ヒ吹キ出スニ異ナラズ。煙ノ如ク上ニ吹キ上^アングルナリ。故ニ

此ノ有様ヲ云フモノナリ。下ノ句タルカマト小ガ肝ヤノボイクダイ。之レハカマド小ト云フ美女子ノ名ニシテ、如何ニシテ吾ガ手ニ入レント種々ノ手段ヲ廻ラスモ意ノ如クナラズ。故ニ本人が心中ハ其奥ヲ搖グル能ハズト云フニアリ。

一、波謝門節

波謝門ノコバヤ枝持チノチユラサ。謝名堂御童ノ手持チチユラサ。

波謝門トハ火ノ神ヲ祭リアル所ノ名称ニテコバノ木ノ枝ノ持チ様ガ立派ナリ、清ラカナルト讚メタル言ナリ。

一、久米ハン玉節

久米ノ五葉松下枝ノ枕、思メワラベ無藏ト我腕枕。

右ハ往古具志川村字西銘境内ニ五葉松アリテ、此松ノ枝ガ人ノ枕トナル位ニテ之レニタトヘテ云フモノニテ我が思フ者ハ藏シナク、我腕枕ニテ眠ルト云フ意味ナリ。

久米ノ五葉松ヤ大和迄ニ唱ム、花針ニ移チ生ケテアゲラ。

此五葉松ハ内地迄モ知レ唱ヘテ居ルカラ、鉢植ニシテ進上スルト云フ意味ナリ。大和トハ薩摩ヲ云フモノニシテ、島津家ニ進上スルト云フナラン。

一、仲地ハン玉節

端前ノ下イ溝ワテド遣ス、三十マシミマシ、畦シ越ル水ヤヲヤゲレバ止ル、我ガハタチ頃ノ止ノナユミ。

具志川ノ西端ニ三拾三枚ノ田地アリテ、全所ハ傾斜地ニテ此田地ニ水ヲ送ルニハ溝ヲ堀リテヨコス。又畦ヨリ溢ル、水ハ防ゲバ止ル。我ガ二十才ノ思ヒハ止メラレズトノ意味ナリ。

(17)夫婦財産ノ所有及管理ノ方法

当久米島ニ於テハ夫ニ於テ財産ヲ所有管理スルモ婦ニ於テ財産ヲ所有

スルモノナシ。婦人等ニ於テ「私シ」ト称シ幾分カ金錢ヲ所有スルモ、至テ僅少ニシテ財産ト見ルニ足ラズ。

(18)戸主隠居ノ風習

戸主ニ於テ隠居シ別家スル如キ風習ナシ。戸主老衰スルカ又ハ疾患ナル場合ハ、一家内ノ一室内ニ起居シ单ニ家政ヲ相続シタル者ニ任せ、家政ニ関係セザルニ止マルガ如シ。

(32)い、沖繩ニハ昔カラ此如然ルヤ。

(19)家督及ビ財産相続ノ慣習

家督相続ハ概シテ戸主死去後或ハ戸主老衰又ハ疾患アル場合ニ於テ家督及財産相続スルヲ普通トス。

(20)宗教ノ一般即チ何神ヲ祭ルコト何様ノ礼拝又ハ口中ニ咀文ヲ念スル言語等又神体仮体ノ如何ナルモノ等

一、久米島ニ於テハ古来ヨリ宗教ナシ。只仲里村字宇江城境内堂城ニ觀音堂アリ。全村字真謝ニ菩薩堂アリテ觀音物体ヲ安置シアルノ外神体ナシ。一年ニ、一回役場ヨリ祭リヲ執行スルニ過ズ。或ハ個人ニ於テ参拝スル者アルモ咀文等ヲ念ズルコトナク只安全ヲ祈ルト云フ。

一、神祭ヲ為スニハ神人(ノロコモイ)ト称スル婦人ニシテ其咀文左二。

(古語)(祝語)今日ノ時嘶シ、今日ノ日嘶ス。昔カラ有リタル如クニ、昔カラ嘶タル如クニ、大君ガ御蔭、下民等ガ御蔭。稻清ラカナル御蔭。穗ガ咲キ溢レテ東ニ向ツテ、日二向フテ向嶽御靈光ヲ戴キ度ク、森御ヲ戴キ度ク、内地ニカラ降ル、唐土カラ降ル黒碗ノ御酌、赤碗ノ御酌、中盛り高カラ酌シ賜ヘ。仲森(神ノ祭リアル森林ヲ云フ)ノ大五郎神様男神様惜ムベシ、清水ヲ惜ムベシ、神酒ヲコボレテモ思フナヨ、夫レ來月ハ立派ナル稻穂ガ咲キ好キ実ヲ結ビマスカラ、好キ実が結ビ

マビ

一、具志川村字仲地一番地家号「チンベー」殿内ノ南座敷ニ祭リアル神

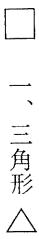
体ハ石ニシテ、火ノ神ヲ祭リアリテ、祭日ハ毎年五月稻穂祭リ又十月

一日ハ一般ニ竈ノ祭リト称シ火ノ神ヲ祭ルト云フ。其当日ハ（ノロコモヒ）ガ各所ノ山獄へ参詣「ヲモヒ」ト称スル前項ノ咀文ヲ誦ミ祭典ヲ為ス。

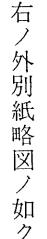
(21)両手ニ於ケル刺文ノ形及其説明並ニ如何ナル考ヘニテ其刺文ヲ為スヤ及其起源□又刺文ノ形、刺文ノ祝ヒ及其儀式等アラバ其説明。

一、当久米島ニ於テ刺文ハ一定ノ形ナキガ如シ。左記ノ五種位ハ判明シタルモ其他ハ各自ノ考ヘニテ刺文ヲ為スニ付キ説明甚ダ困難ナリ。

一、槍ノ形△一、十字形十一、六文字形＊一、四角形



一、三角形△



一、四角形

右ノ外別紙略図ノ如ク刺文ヲ為スモ其名称各不明ナリ。

一、刺文の起源ハ今リ二百年前琉球藩主ノ娘ニ（琉球ハ龍宮城ト唱ヘ來リ、美婦人アリテ龍宮城ノ乙姫云々ノ語アリ）容貌美麗ナル令嬢ア

リ。然ルニ其當時薩藩主ニ於テ此令嬢アルヲ聞き、恋慕ノ余り琉球藩主ニ対シ所望セラル処拒絕ノ策ナキ處ヨリ令嬢案出シ、父王ニ願ヒ、

両手甲ニ刺文ヲ為スノ一策ヲ案出シ、父君許容の後刺文ヲ為シ、而シ

テ渡鹿（シ）鹿児島藩主ニ対面セシニ、容望ニ於テハ満足サレシモ、

両手ニ刺文アルニヨリ、帰国セヨトノ命ヲ受ケ此難門ヲ免レタリト云

フ伝説アルモ、起縁アルヤ否ヤ不明ナリ。

右ハ事実ナリト云フ説、真ナルガ如シ。

一、刺文祝ヒ及ビ儀式ノ如キコトナシ。刺文セシトキハ、父兄姉妹集合

『茶入ル』ト称シ、種々ノ雜談等ヲナスノミ。尤モ女子ハ十七、八才ヨリ刺文ヲ為ス、慣習ナリシモ、目下ニ於テハ廿才以下ノ婦女子ニハ刺

文セシモノナシ。

(22)風俗及慣習

当地ノ悪風俗ナル風説ハ、夫婦共ニ姦夫姦婦ヲコシラヘ、例ヘバ婦ニ於テ五人ノ児アラバ、五人共其顔面ハ異ナレリト云フ説アリ。過半ハ事實ノ点アルガ如シ。且又同字内ノ人ニアラザレバ夫ニ於テ默許シ難シト云フ説アリ。

一、当地ノ惡風習ハ島民全部ノ即チ全体ノ利益ヲ企図スル者更ニナシ。

熟レモ我利々々主義ニシテ、教育アル者最モ不正ヲ働クノ風アリ。無教育タル農民ハ至テ質朴ニシテ、教育アル者ニ遭着セラル者多数アリ。故ニ久米島ニ於テ各事業ノ進歩セザルハ右ニ起因ス。

一、当地ニ於ケル模合ハ年々歳々増加スルノミニタリ。間ニハ掛ケ金能ハズシテ、逃走スルモノ多数アリ。故ニモ保証人連々於テ逃走後ノ掛けシツ、アル者多数アリ。依テ今ヨリ拾年間モ之レヲ放棄シ置クト

キハ、島民ノ過半ハ全滅絶家ノ竟遇ニ陥ル者続出スルナラン。右ハ惡ズシテ、アル者多数アリ。

一、久米島ノ良習慣ハ弁当会ナリ。例ヘバ入営軍人ガ送別会等開催スル場合、各自ノ考ヘニテ調理ヲ為シ即チ酒肴ヲ携帶シテ会場ニ集合ス。然ルニ此弁当ノ内ヨリ二三種ノ調理肴ヲ貰ヒ集メ（発起者ニ於テ）而シテ之レヲ膳部ニ組立テ、接待セラレタル送別ヲ受クベキ人ニ馳走シ、以テ送別会ヲ為ス。故ニ会費等ヲ要スルコトナシ。

(23)言語

一、早クイツテコイソードヤナイ 倸約 イヤ

(24)俚諺

一、網ノ余リハ、ツカワレルガ、言葉ノ余リハ、ツカワレヌ

一、世間ノ口ニオーユシヤカ一、虎ノ口ニオーユシヤマシ。虎ノ口ヨリハ世間ノ口ガオソロシート云フ意ナリ。

一、角ナウスンデ牛殺ヘナラヌヨト

角ヲ直ソートシテ牛ヲ殺シテハナラヌト云フ意ナリ。

一、ヰーツチユト交^モイドンシヤ、畠ノ縁^モ踏^ム。ヤナツチユト交イドン

シヤ、ツナマーカカユン。

善人ト交ワレバ畠ヲ踏ム。即チ立身スルト云フ意ナリ。悪人ト交ワレバ網ワニカケラル。入獄スルト云フ意ナリ。

以上

右及報告候也

明治四十三年六月廿一日

久米島分署長

警部 池口権四郎



一、中等人民ノ寝具ハ一枚の蒲団ニ四方ヨリ之レヲ冠リ、胸部以下ヲ覆フテ寝掛ス。常食ハ甘諸ナリ。及唐芋ノ葉ニテ汁ヲ作り、塩ヲ入レ其加減ヲ為ス。間ニハ豚油少量ヲ入ルコトアリ。

但夏期蚊張ヲ要セズ。一日食料金六銭位。

一、下等人民ハ木綿及芭蕉衣ヲ着用スルモ、男女数名一枚ノ衣服ヲ^(共)供用着用スル者多数アリ。寝具ナシ。着用の便寝掛ス。寒中ニハ筵ノ如キモノヲ冠リ寝掛ス。夏期蚊張ナシ。常食ハ甘諸ナリ。雑菜等ニテ汁ヲ作り、塩ヲ薄シ入レテ加減ヲ為ス。間ニハ豚油少量ヲ入ル、コトアリ。

一日ノ食料金四銭位。

但衣服代金ハ他地方ト異ナルコトナシ。

以上

右、及報告候也

明治四十三年六月廿一日

久米島分署長

警部 池口権四郎



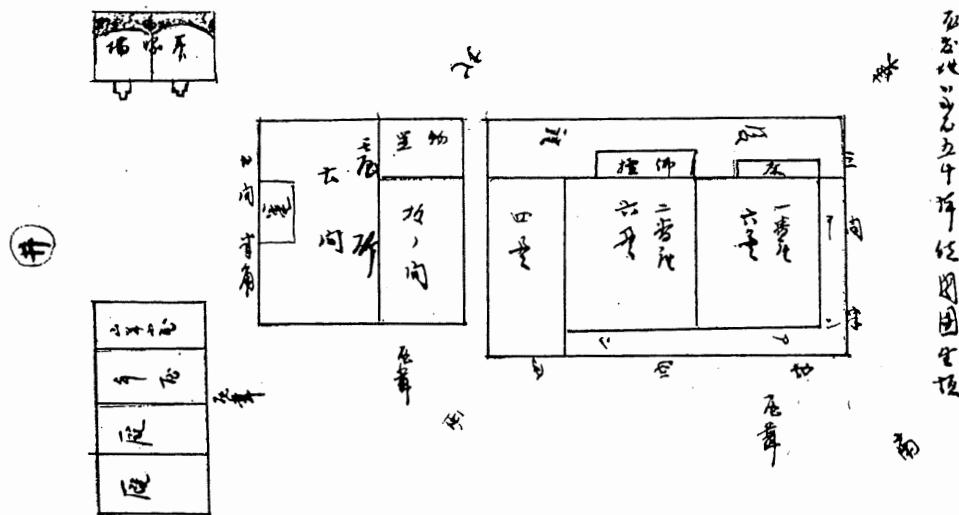
一、中等人民ハ木綿及芭蕉等ヲ着用ス。

一、下等人民ハ木綿芭蕉ヲ着用スルモ、男女共同衣ヲ着用スルコト往々アリ。

一、上等人民ノ寝具ハ蒲団又ハ毛布ナリ。夏期ハ蚊張ヲ要ス。常食ハ一食米饭二食ハ甘諸ナリ。味噌汁及ビ魚類ヲ食用ス。醤油ヲ用ユル事ナシ。

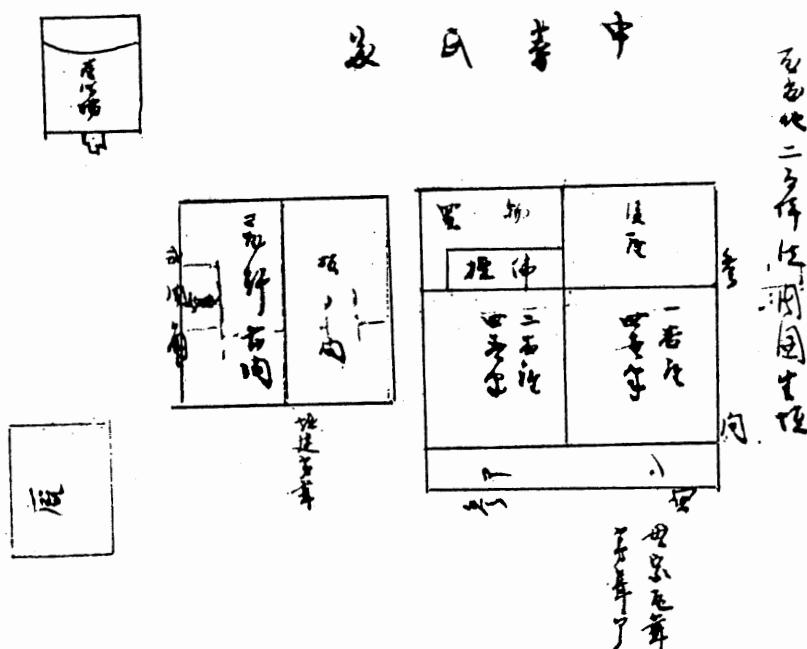
但一日食料金拾銭位。

上等民家略図

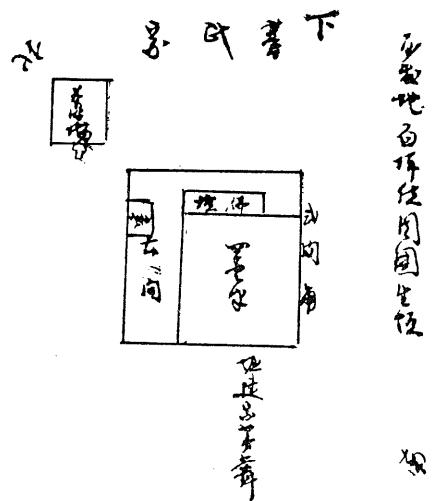


上等民家略図（屋敷地は式百五十坪位、周囲生垣）瓦葺

中等民家略図



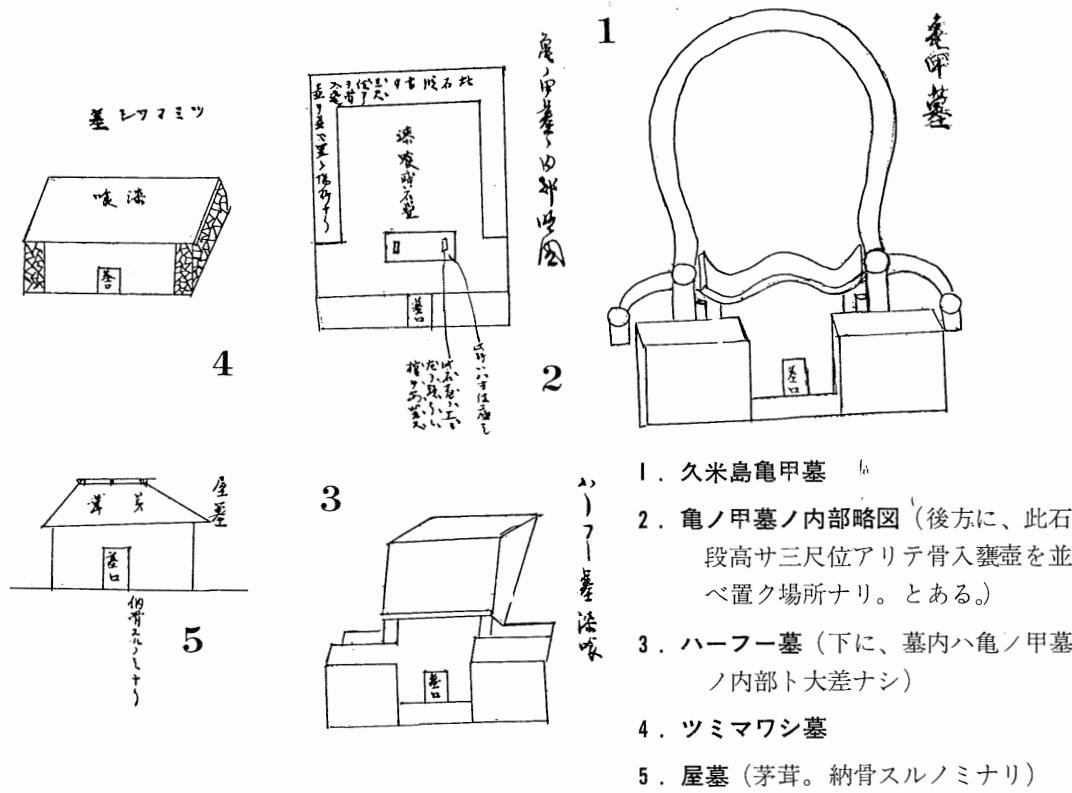
中等民家（屋敷地二百坪位、周囲生垣）
母屋瓦葺茅葺アリ。



下等民家（屋敷地百坪位周囲生垣）
堀建家 茅葺



(久米島四十以上婦人
ノ刺文形ノ名及理由不明@)



追調報告

一、いろはにハ別紙報告書ノ通り。

①一、ほ 在番官ガ接妻ヲ選定スルニハ、其周旋方ヲ地頭代ニ依頼スレバ、地頭代ハ村ノ下役人仕世、船当、番目ノ三人ヘ命ジテ適當ノ人物ヲ選択セシム。下役人等ハ秘密三居村（□□ノ字ヲ云フ）ノ処女ノ中ヨリ人物ヲ見込ミ置キ、或ル夜突然其家ニ至リ本人ハ勿論父母兄弟ニモ何ノ相談モナク、無理ニ在番官ノ仮屋ニ連行、庫内ニ二、三日間打子込ミ承諾セシメ居タルトノコトナリ。承諾ノ当夜ハ地頭代初メ下役人等ヲ集メ、酒宴ヲ為シタリト云フ。人頭税ハ其本人が接妻中免除セリ。其家族ニハ影響セズ。人民ニ妻タル者ヲ選択スルコトナシ。

②一枚目ノイ 人頭税ハ番所ヨリ上中下ノ区別ヲ為スモノニアラズ。村ノ役人等ガ見込ヲ以テ區別セリト云フ。生計ノ度ニヨリ割り付ケシト云フ。割り付類一定セズ不明ナリ。

③一、真綿ノ産地ハ久米島ナリ。目下ニ於テモ飼育シツ、アル黄色ノモノニテ俗ニ島虫ト云フ。

④一枚目ノロ 定夫織機婦手伝人官命ナルモ、村ニ於テ選択スルモノニテ無償ナリ。即チ納稅義務年令中ノ者ヨリ、村ニ於テ選択セリト云フ。但織機婦ハ四〇歳上四十一才ヨリ五十才迄ノ者ヲ選抜スルト云フ。五十以上ノ婦女ハ養蚕ヲ為サシムルト云フ。

⑤一枚目ノハ 上納米ハ貢事米ト云ヒ、今日ノ地租稅タル國稅ニシテ首里御高所ヨリ年々徵稅令書ヲ發セラレ、仲里・具志川兩間切ヨリ上納スベキ総米高何千何百俵ナリト両番所ヘ命令セラレタリト云フ。故ニ番所ニ於テハ各村ノ田畠反別ニ割り当テ、村役人夫地頭ニ命令

ス（反別ニ対スル割当高不明）村役人ニ於テ取り立七月末日上ニ

納付セリ。貢事米年々一定セズ。三斗二升入りニテ久米島全部ノ上

納米ハ六千俵内外ナリシト云フ。

⑥一枚目ノに 人頭税廃止ハ明治三十八年ナリ。三十八年度分ハ現金ニ
テ上納セリト云フ。

⑦四枚目ノい 稲穂祭リ若真物神ト云フヲ祭ルナリ。而シテ神宿ルト云

フ所ハ「ノロコモヒ」居宅ノ床の間ト云フベキ一部ニ白砂ヲ敷キ、

其上ニ自然石ノ黒色ナルモノ五六個ヲ据ヘ置キテ榕ナシ居レリ。石ノ形

七、八寸以上弐尺余ノモノアリ。

⑧五枚目ノろ 迷信ハ報告ノ通り、飯匙蛇ニ咬傷セラル、災アリト云フ

一種ノ迷信ナルガ如シ。

⑨五枚目ノい 男ノ年令ヨリ女ノ年令ハ五、六才年長者ヲ普通トナシ居

習慣ナリ。理由不明ナルモ、妻ガ働キ夫ヲ養育スルト云フ処ヨリ年

長ノ女ヲ妻ニナシタルモノ、如シ。且又男ハ十五六才ヨリ、女ハ十

四五才ヨリ結婚スルノ習慣ナリト云フ。

⑩一、結納トシテ互ニ送り物ナシト云フ。

⑪五枚目ノろ 結婚ノ吉日ハ、大恩日、大明日ノ兩日ヲ結婚ノ吉日ト云

フ。又ハ成ル星ト云フ日ヲ吉日ト云フ。七月十二日ハ忌ミ居レリ。

⑫全上ノはには 結婚ノ当日婿ハ潮ノ満チ来ル時刻ニ交友等ノ一所ニ酒

壹合位ヲ携帶、嫁ノ家ニ往キ、嫁ノ父母兄弟等ト献酬（孟ヲ）歓待ヲ
受ケテ帰家スルト云フ。嫁ハ列セズ、肴ハ嫁ノ家ヨリ出スト云フ。

酒ハ飲用スル丈ケナリ。

⑬六枚目ノとちり 三々九度ノ如キ八釜シキ式ナシ。床入りハ結婚ノ翌

夜ヨリスルト云フ。翌夜ヨリハ自由勝手ニ同衾シ、人各々其方法異

ナル点アルヤ否ヤ詳述ノ途ナシ。

⑭一、酒ハ泡盛ナリ。肴ハ吸物（豚ノ耳ト久場木ノシン）及ビ四組繕ノ

振舞ニシテ、赤飯ノ大握り飯ヲ木ノ葉ニテ包ミ、其上ヲ赤黄両色ノ

紙ニテ紙縫ヲ造リテ結束ス。他ノ一皿ハ豆腐、麦ノ粉油上げ、コブ
卷、「コブシメ」（又ハ烏賊ヲ赤色ニ染メタルモノ）、蒲鉾、卵焼等ナリ。
又ハ豚肉ヲ一皿ニ盛リタルヲ手引皿ト云フ。其外素麵（又ハ豆腐）、汁

壺ツ又差身一皿等ナリ。

⑮一、嫁ハ婚姻ノ夜ヨリ婿ノ家ニ全棲スルコトモアリ。又其翌日ヨリ婿

家ニ全棲スルコトモアリト云フ。

⑯全上ノい 生児ニハ産婦ノ乳ガ出ル迄ハ他婦ノ乳ヲ貰ヒ与フルト云フ。

⑰七枚目ノろ 出産日共七日間ナリ。

⑯は 弓矢ニスル桑ハ東南ニ向キタル枝ヲ切ルト云フ。栄ユルト云フ意

味ナリ。又ハ方言サーター木ト云フ木ノ東方ニ向キタル枝ヲ切り弓

箭ヲ作ルト云フ。

⑯に 生年好キ者トハ品行方正ナル者ヲ云フモ、生児ヲ抱クハ青年ニア

ラズ、必ズ女ニシテ、生児ガ子ノ日ニ出産スレバ子ヨリ算ヘテ五ツ
へ当ル辰年ニ生レタル女ガ、生児ヲ抱イテ弓矢ヲ以テ的ヲ射ルト云フ。

⑳ほ 的ハ東南ノ二方位ニ置クト云フ。

㉑へ 射的ハ「に」ニ述ベタル女一人ガ射ルト云フ。

㉒と 生児ガ男ノトキハ夫家ノ祖父ノ名、又女ノトキハ婦家祖母ノ名ヲ

貰ヒ受ルコトアルモ各字一定セズ。勝手ニ命名スルコト多数アリト
云フ。

㉓八枚目ノい 夫ガ妻ニ死別シタルトキハ二十五日間簪ヲ差サズト云フ。

又他人ノ祝宴等ニ列セズト云フ。

㉔全上い 家族ニ死者アリタルトキノ習慣ハ昔日ヨリノ習慣ナリ。字区

長ハ字民中ニ通知ス。

(25) 九枚目ノろ 十才以下ノ死亡者ハ親ニ先ダチ不幸者ト云フ習慣ハ他地

方ニモアリテ、普通墓ノ室内ニ葬式ヲ為サズ。墓所ノ附近又ハ岩窟

等ニ埋葬ス。故ニ野犬ノ食用スル事往々実見セシコトアリ。

(26) 全上ノい 死者ノ墓前ニ小屋掛ヲ為サザルハ当地ノ習慣ナリ。

(27) ろ 洗骨ハ死者ガ身近ノ女ノ親族ナリ。女子ナケレバ姉妹姪、死者ガ夫ナレバ妻、兄弟ナレバ其姉妹等ナリ。場所ハ墓前庭□内ニ於テ為ス。棺箱ヲ墓内ヨリ持チ出スハ親族縁者ノ男子ナリ。清水ヲ以テ洗骨シ、紙類ニテ骨ヲ拭ヒ厨子甕容レ墓室内ニ安置シテ後祭典ヲ行フ。

但シ当地ニハ寺院ナシ。坊主ナシ。

(28) 十枚目ノい 瓦家禁制ハ沖繩一般ナルガ如シ。農民ニ於テハ廢藩後ニ於テ瓦屋新築セリト云フ。廢藩前ハ瓦家ナシ。右ハ何レ時代ニ発令セラレタルヤ不明ナリ。家屋ノ構造ハ首里那覇ヲ除クノ外ハ一般図一ノ構造ナリ。当地の奉行人ニ限り、八疊十疊ノ座敷構造ヲ許サレアリタルモノ、如クナルモ法令ニ拠リタルモノナルヤ否ヤ不明ナリ。

(29) (30) 全上ノい 一、仏壇ニ備付アル位牌略図

左ニ、上段ニハ帰真靈位ト記シ、下

段ニ何某妻子之靈又ハ何某靈ト記シ

アリ。

上段ハ男子、下段ハ女子ナリト云

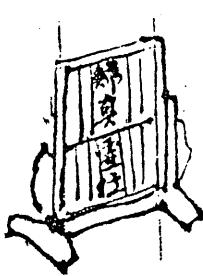
フ。札ハ拾個差ト十三個差トアリ。

又朱塗多數。

右ハ文字ヲ□スル奉公人等ガ書キタリト云フ。戒名ナシ。

(31) 十一枚目ノは 絶家シタルトキノ習慣ハ他地方ニハナキガ如シ。

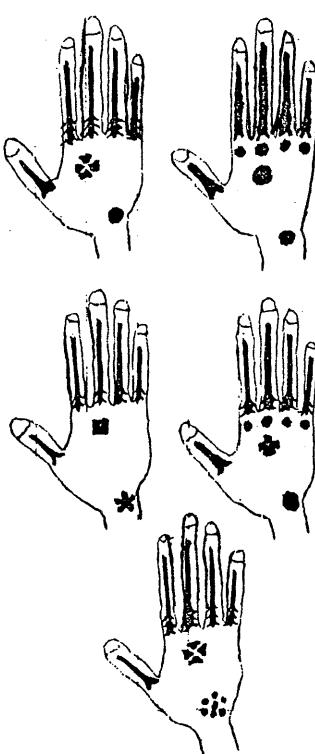
(32) 十三枚目ノい 戸主隠居ノ風習ハ当地ノ習慣ニシテ、他地方ハ不明ナリ。



(33) 十四枚目ノい 神体ト云フ石ハ天然石ニシテ黒色ノモノナリ。形ハ重ニ丸形ノ長キモノ壹尺五寸、廻リ壹尺五六寸ノモノ多數アリ。

(34) 全上ノい 左右両手刺文ノ略図左二。

左右共同形ナリ。



右及報右候也

明治四十四年四月八日

久米島分署長

警部 池 口 権 四 郎

(池口)

檢事正 大井七郎 殿

旧 慣 調 報 告

一、人頭税ノ要領及納稅義務年令納期及方法。

一、人頭税ハ男女共ニ課セラレ、其納稅品ニ數種アリ。男子ノ納稅品ハ吳座、真綿、日用錢、夫役錢等ナリ。

但金額不明。及離島ナルニ付使役能ハザルニヨリ該錢ヲ統轄安司へ上納セリト云フ。尙ホ日用錢ハ安司居宅修繕費、豊替、石垣修繕費等ナリ。

一、男子ノ納稅義務年令ハ十五才ヨリ五十歳ナリ。

一、女子ノ全上義務年令ハ十五才ヨリ四十五歳。紬織婦及真綿績婦等ナリ。四十六才ヨリ五十才迄手伝婦等ナリ。

一、女子人頭税品ハ真綿並ニ紬ノ二種ナリ。

但真綿上納品ニ限り、男女共十五才ヨリ六十才迄ヲ納稅義務者ト定メアリタリト云フ。

一、当久米島ニハ具志川番所、仲里番所ノ二役所ヲ置キ、仲里ハ藏元ト云フ。而シテ各番所ヘ年々其所轄ヨリ徵収セラルベキ総額ヲ首里御高所ヨリ令達セラレ（總額高不明、年々多少増減アリト云フ）而シテ之レヲ各村納稅義務者ノ員数ニ割り当テ、各村役人ニ申付ケ上納セシメタルモノナリト云フ。

一、紬布ノ納期ハ八月一日ヨリ翌年四月三十日限り。廢藩後ハ八月一日ヨリ翌年七月三十日限りニ変更セラル。

一、真綿納期ハ春ハ四月限り。秋ハ七月限りノ二期ナリ。右養蚕ノ時期ヲ見計ヒタルモノ、如シ。

一、納稅類一定セズト雖モ大凡壹ヶ年真綿千五百把（壹把百匁ナリ）、

右ヲ原料トシテ製造セシ紬七百反内外ナリシト云フ。以上仲里村ヨリ上納セシ総額ナリ。

但男子ガ壹ヶ年中ノ人頭税ヲ男一人ニ割リ当テ、之レヲ現金ニスルトキハ男ハ六円内外女四円内外ナリト云フ。具志川各村ノ分モ右ト大差ナシト云フ。

一、右ハ期限内各村毎ニ役人タル夫地頭ぶぢき、文子ぶゑこ等ガ取集メ、番所ヘ上納シテ帳薄ニ記入シ、番所役人ヲ選定シ、在番官ノ書面ヲ添付、首里総地頭ヘ届出、又総地頭ノ添書ヲ付シ、御藏所ヘ納付セシメタリト云フ。

一、番所及各村役人夫地頭、撻、目差、文子以上ノ者ノ家族ハ勿論、村ノ耕作当リ、当山当リノ家族ハ人頭税ヲ免ゼラレシト云フ。

二、今日ノ司法警察官署及官吏ニ相当スル旧代ノ役所及役人。

一、今日ノ司法警察官ニ相当スル役所ハ即チ番所ニシテ、其官吏ニ相當スル者ハ在番官以下大文字以下ノ役人タリシ如ク思料セラル。

一、番所役人ハ在番官一名、檢使一名、地頭代一名、總耕作当一名、總山当一名、首里大屋子一名、大撻一名、大文字一名、脇文子三名以上拾壹名ナリ。

一、犯罪事務ヲ取扱ヒタルハ（捌理役）地頭代、首里大屋子、大撻ノ三名ナリ。而シテ犯罪取調ハ際ハ、兼テ文子ハ内ニ番前方ト云フ、役ヲ命シアリテ、番前方立合、糺明書ト云フ、調書ヲ作成セシメタリト云フ。

一、在番官ハ番所内一切ノ事務ヲ總轄シ、檢使ハ秘書官ナリ。地頭代ハ間切一般ノ取締リニ任ジ、首里大屋子ハ財務係、大撻ハ庶務係ナリト云フ。

三、今日ノ裁判所及判事検事ニ相当スル旧代ノ役所及役人。

一、今日ノ裁判所ニ相当スル役所ハ当久米島ニハ無之、那覇（等）平所ト云フ役所アリテ即チ今日ノ裁判所ニ相当スル役所ナリ。其役人ハ平（等）

奉行親登筆者、其他多數ノ役人アリタル由ナリ。

四、今日ノ監獄署及司獄官ニ相当スル全上。

一、今日ノ監獄署ニ相当スル役所無^(等)所内ニ於テ監獄事務ヲ取扱ヒタリト云フ。故ニ平^(等)所役員ヤ司獄官吏ニ相当スル者アリタル由ナリ。

当地ニ於テハ不明。

五、犯罪捜査及検挙ノ方法並ニ犯罪事件ヲ裁判官衛ニ送渡手続。

一、犯罪事件アラバ、番所ヨリ間切各村ノ横目ト云フ役人ニ命ジ（各村毎一名アリ）捜査ヲ為サシメ、横目ニ於テ証拠又ハ嫌疑者アリト認ムルトキハ、其村ノ耕作當リニ申出、又其村ノ役人ニ申出、村役人夫地頭、撻、目差、文子等村事務所ヨリ犯人又ハ嫌疑者ヲ引渡又ハ召喚シ、村役ニ於テ一應取調ヲ為シ、自白セザルカ或ハ犯人ト認ムベキ者ハ村役人ヨリ番所ヘ訴訟ヲ為シ、犯人又ハ嫌疑者ヲ番所ニ引渡シ、番所ニ於テハ捌理役人在番官立合ノ上尋問取調ヲ為シ、一切糺明書ヲ作り、罪重キモノハ在番官ノ見書ト云フ意見書ノ如キモノヲ添附シ、那覇平所ヘ護送引継ヲ為シタリ。微罪ノ如キハ捌理役人ニ於テ処分シ、番所内物置ノ如キ所ニ入レ、刑ノ執行ヲ為シ、番所ノ揭示場ニ其犯罪ノ理由刑期ノ如キヲ記シ、大撻ノ名ニテ公告セリト云フ。尚ホ微罪ノトキハ、其村ノ役人中ニテ将来ヲ教戒或ハ科鞭刑ヲ行ヒ、捨鞭以上五十鞭ヲ加ヘ放免セリト云フ。

※ 横目（刑事）

一、多々注意すべきハ大和横目ト云フ役人久米島ニ只一名配置シアリタリト云フ。官位ハ在番官ヨリ下級ナルモ、番所ト何等関係ナク、横目仮屋ニ居住シ首里ノ社寺座ト云フ役所ニ關係ヲ有シ、一般行政事務ハ勿論司法事務ニモ關係シ、諸役人等ニ於テ不正行為アルカ又ハ不法ノコトアルトキハ、直チニ首里城内相當役所ニ密訴シ、其

権力甚ダ強勢ニシテ在番官等モ恐レ居タリト云フ。其職務ニ付テハ確タル書類ナグ不明ナルモ、今日ノ司法警察官タル警部如キ職權ヲ有セシモノナラント推考セラル。

六、旧代ノ刑名

一、斬罪、死刑、一世流刑、重流刑、流刑、旗引八付、所私、科鞭、戒責、宥免、寺入（寺入ハ在番官即本島ニテハ執行セズ）

七、今日ノ刑法、刑事訴訟法ニ相当スル法令

一、今日ノ刑法ニ相当スルモノハ、法条ト云フ書ニテ咸豐三年ト記シアリテ、大凡二百八十年前ニ当ルト云フ。首里御評定所ヨリ発令ナリト云フ。

八、死刑流刑ノ執行方法

一、死刑流刑ノ執行方法ハ、總テ那覇平所^(等)ニ於テ執行シタルモノニ付、当地ニ於テハ明ナリ。尤モ久米島ヘ流刑ノトキハ、平所ヨリ当地両番所ヘ通知ト共ニ犯人來島セシモノニテ、在番官ハ其居住セシムベキ間切内ノ村役人ヲ呼出シ、村役人ニ引渡シ、其村内ニ居住セシメ百姓同様ノ取扱ヲ為シ、其配置所及ビ方法等ヲ平所ヘ報告シ、爾後在番官ニ於テ監督シ、其行状等モ時々平所^(等)ヘ報告ス。有期流刑ニテ満期放免ノ際ハ刑期間ノ行状等一切ヲ在番官ヨリ平所^(等)ヘ報告ス。且又方大和横目ヨリ社寺座ニ伺ヒ、平所^(等)ノ指揮ニ依リ送還セリト云フ。

九、白状セザレバ処断シ得ザリシヤ。

一、白状セザレバ処断シ得ザルノ規定アルモ、証拠物アルカ又ハ充分ナル嫌疑アルトキハ認定処分ヲ行ヒ居タルモノノ如シ

一、拷問ノ許否ハ在番官ニ於テ為シタルモノナリ。即チ左ノ逆アリ。

二、公用ニ付キ捌理共拷問致ス由相聞ヘ在番立合ノ上ニアラザレバ拷問ヲ許サズトアリ。

十一、民事訴訟ハ書面或ハ口頭ヲ以テ訴ヘ出、輕微ノ事件ハ多ク其村役

人ニ於テ處断シ、重キモノハ其村夫地頭ヲ經テ番所ヘ訴ヘ出、番所限リニテ處断セリト云フ。

十二、民事ニハ拷問ヲ許サザリシヤ。

十三、民事ニハ拷問ヲ許サズ。

十四、今日ノ大赦、特赦減刑ニ相当スルモノ。

本項ハ別ニ法条ニ大赦特赦ノ如キ規定条項ナシト雖モ、老人等ノ説ヲ聞クニ国王タル藩主ノ御死去並ニ御家族御死去アリタル場合ハ減刑或ハ大赦令ノ如キモノアリト云フモ、確タルコト不明ナリ。

十五、裁判官轄

一、裁判管轄ハ確実ナルコト不明ナルモ、^(等)平所ヲ裁判所トスルハ、琉球各島皆^(等)平所ノ管轄ナルガ如シ。

右及報告候也

明治四十四年四月八日

久米島警察分署長

警部 池 口 権 四 郎

池口

検事正 大 井 七 郎 殿